

令和3年度

第3回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料1】

令和3年度「守りたい秋田の里地里山50」の新規認定に関すること

令和3年度「守りたい秋田の里地里山50」推薦地域について

1 募集期間

募集要領第7の1のとおり、令和3年4月21日から7月10日まで実施

2 応募地域数

潟上市から合計1地域（市町村推薦）
「草木谷地域（潟上市）」

3 現地の確認

○募集要領第5の1により県が現地を確認

応募期間終了後、担当職員による現地確認を8/31に実施。

○秋田県農山村ふるさと保全検討委員による現地調査

9/6に現地調査を実施。

4 評価について

○募集要領第5の2の（2）により評価（別紙2のとおり）

○評価は景観（10）、活動状況（20）、PRポイント（20）合計50点満点とし、審議の対象は35点以上

5 認定について

○募集要領第5の2の（1）により委員会で審議し、秋田県農林水産部長が認定

6 認定後のサポート等について（募集要領第6）

○認定地域を県のホームページ等でPRし、魅力を積極的に発信することとしており、平成29年度から情報発信推進員を選定して各地域の情報をHPにアッ

プし、県内外にPRする。

- 認定地域を対象に里地里山に対する県民の理解醸成や訪問者との交流拡大のほか、実際に認定地域に足を運ぶきっかけづくりとして「里地里山50カード」を各地域に設置している。

今年度の事業のプロモーション活動は種苗交換会（能代市）にて実施した。

- 県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等を支援することとし、平成29年度から秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業を実施。

- ①里地里山のサポート活動支援事業（地域と里地里山サポーターとの協働活動）

→令和2年度まで18地域で活動を実施。

<令和3年度実施予定地域 8地域（新規2地域、継続6地域）>

- ・新規地域（上羽立、萱ヶ沢）
- ・継続地域（前山、檜山、綱木沢、中村、東由利宿、椒沢）

- ②里地里山の営農継承支援事業（耕作放棄地防止のための賃借料金助成）

→令和2年度まで6地域で活動を実施。

<令和3年度実施地域 3地域（継続3地域）>

- ・継続地域（小沼、岩井川、手倉）

- 棚田地域振興法の成立(R1.6)及び施行(R1.8)を受け、国や関係市町村と連携を強化し、認定地域の一層の振興を図る。（法で定める指定棚田地域への指定と指定棚田地域振興活動計画の策定により、棚田地域における国からの総合的な支援が可能となる。）

→令和3年2月25日に藤里町の「横倉の棚田」が指定棚田地域に指定

※指定棚田地域振興活動計画は令和3年9月7日に認定

7 今後における「守りたい秋田の里地里山50」認定方針について

県内の中山間地域においては、これまで認定された地域のように、地域住民により適正に維持管理された優れた農村景観や、多面的機能を有する農地が数多く存在することから、認定地域数を固定することなく、制度の啓発普及も図りながら募集を継続する計画ある。なお、タイトルである「50」は、50以上の地域を認定することとして設定した目標数字である。

令和3年度「守りたい秋田の里地里山50」募集要領

第1 趣 旨

急傾斜地に広がる棚田などの農地は、これまで、地域の先人たちの絶え間ない努力によって保全されてきましたが、急峻・狭小であるなど、地形上、厳しい生産条件の下に置かれているほか、近年の過疎化、高齢化の進行により、維持管理が困難な状況に直面しており、その荒廃が懸念されています。

一方、これらの農地は、冷涼な気候などを活かした多彩な作物の生産地域であるとともに、急峻な地形を巧みに利用した営農の継続を通じて、下流地域での洪水発生抑止や地下水涵養など、単に生産基盤にとどまらない多様な公益的機能を担っていることが再認識されており、県内においても多くの地域で、地域住民が主体となった保全活動が続けられています。

こうしたことから、農山村地域の農地が有する公益的機能を県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、地域住民が主体となって優れた景観を維持管理していることに加え、自然・文化・歴史・人など多様な地域資源を活用し、環境・交流活動にも取り組んでいる地域を、「守りたい秋田の里地里山50」として募集します。

県では、認定された地域で取り組まれている活動を優良事例として紹介し、農地の維持・保全の取組に関する普及啓発を行うとともに、その魅力を積極的に発信することによって、これらの農地の維持活動を通じた交流拡大のための取組や、県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等を支援することとしています。

第2 対象地域について

対象とする地域は、次の項目を満たす箇所とします。

- 1 地形勾配が概ね1/20以上の急峻な農地を含み、営農が一体的な1ha以上の広がりがあり、維持管理が行き届いていること。
- 2 地域住民が参加する景観・環境を保全する活動や、地域資源を活かした交流活動などに取り組んでいるか、または予定していること。
- 3 1及び2に準じる地域として当該市町村長が特に認める地域。

第3 応募対象者

- 1 地域住民（自治会等の地元組織）による応募（自薦）
- 2 市町村による応募（他薦）

第4 応募方法

- 1 地域住民による応募の場合（自薦）
 - (1) 募集期間内に、市町村にお申し出ください。

(2) 申し出を受けた市町村は、内容を精査のうえ、推薦調書（別紙1）を作成して別記様式第1号により所管する地域振興局長を経由し、秋田県農林水産部長に提出してください。

2 市町村による応募の場合（他薦）

募集期間内に、推薦調書（別紙1）を作成して別記様式第2号により、所管する地域振興局長を経由して秋田県農林水産部長に提出してください。

なお、この場合は、地域住民（自治会等地元組織）から、推薦について事前に必ず了承を得てください。

第5 対象地域の確認および認定方法

1 確認方法

第4により推薦された地域については、推薦調書（別紙1）に基づき、地域の状況や特色等について県が現地を確認します。

2 認定方法

(1) 県の第三者委員会である「秋田県農山村ふるさと保全検討委員会」で審議し、秋田県農林水産部長が認定します。

(2) 評価する項目については、別紙2によるものとします。

第6 認定地域のメリット

1 農林水産部農山村振興課が所管する基金を活用した事業について、優先的に採択が受けられます。

2 県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等が支援されます。

3 農地中間管理機構等から新たに農地を借り受ける場合に、借受者が賃借料相当の助成金を受けられます。

4 県の「元気な中山間農業応援事業」の対象地域となり、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組に支援を受けられます。

5 「美しく豊かな農村づくり 写真コンクール」（主催：秋田県土地改良事業団体連合会）の対象地域となり、地域の魅力がPRされます。

6 県のホームページ等で地域の魅力が積極的に発信されます。

7 その他

第7 応募期間及び今後のスケジュール

1 応募期間 令和3年4月21日（水）～令和3年7月10日（土）

2 現地確認 令和3年7月（予定）

3 選定地域の決定 令和3年8月（予定）

附 則 本要領は令和3年4月21日から施行する。

【別紙 2】

認定地域の評価基準

項目	評価ポイント	配点
景観	<p>地域住民の維持管理による優れた景観であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの棚田の景観を保っているもの（不整形田） ・基盤整備されたが、整備後の直線的な美しさ等を有しているもの ・手入れが行き届き美しいもの ・周囲の山や家屋のたたずまいと調和し、いわゆる日本的な風景を感じるもの <p>などを評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れている 10点 ・優れている 7点 ・普通 5点
地域住民の活動状況	<p>地域住民が参加する、景観や環境を保全する活動や、地域資源を活かした交流活動などに取り組んでいる地域、または予定している地域であること。</p>	<p>(1)活動の参加人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落の半数以上が参加 10点 ・集落の3割以上が参加 7点 ・その他（3割未満） 5点 <p>(2)活動の継続年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上 10点 ・3年以上 7点 ・その他（1～2年） 5点
PRポイント (加点)	<p>歴史を有する点や、伝統文化の継承に関する点など幅広く評価できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を有するもの ・伝統文化の保存に関係しているもの ・特色ある地域資源を有するもの ・地域ぐるみの保全活動を展開しているもの ・地域の人々の暮らしの支えとなっているもの ・他地域にないような農地の景観を有するもの <p>などの項目を評価</p>	<p>PRポイント1項目5点、満点を20点とする。</p> <p>※（項目数）×5点</p>

※評価は各項目により50点満点とし、「守りたい秋田の里地里山50」認定地域の対象（秋田県農山村ふるさと保全検討委員会の審議対象）は「35点以上」とする。

「守りたい秋田の里地里山50」 認定地域位置図

52	草木谷	潟上市昭和
----	-----	-------

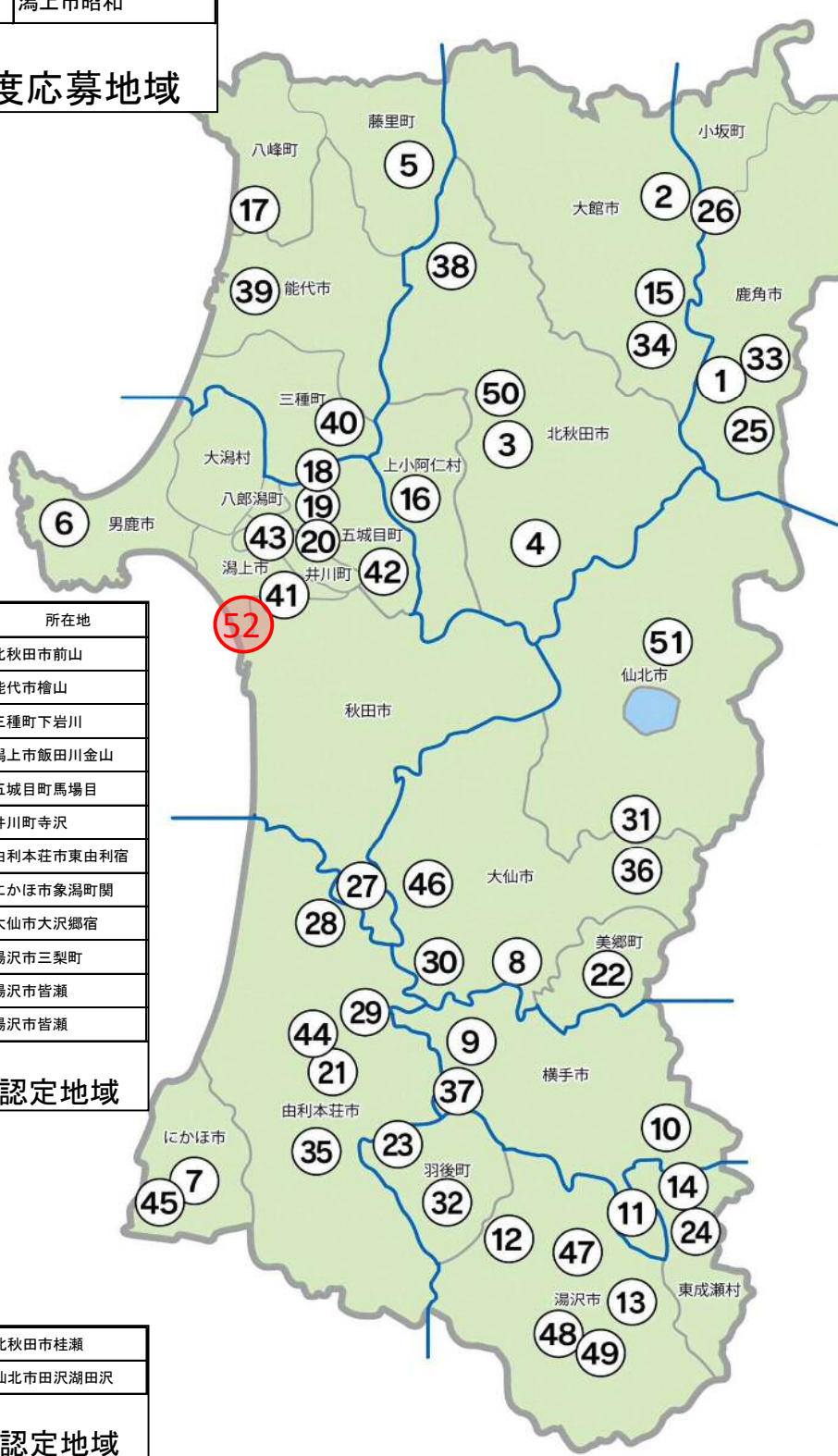
● R3年度応募地域

No.	地域名	所在地
38	前山	北秋田市前山
39	檜山	能代市檜山
40	宮ノ目	三種町下岩川
41	金山	潟上市飯田川金山
42	中村	五城目町馬場目
43	綱木沢	井川町寺沢
44	東由利宿	由利本荘市東由利宿
45	関	にかほ市象潟町関
46	椒沢	大仙市大沢郷宿
47	京政	湯沢市三梨町
48	板戸	湯沢市皆瀬
49	貝沼	湯沢市皆瀬

● R1年度認定地域

50	上羽立	北秋田市桂瀬
51	上田沢	仙北市田沢湖田沢

● R2年度認定地域



No.	地域名	所在地
1	小割沢	鹿角市八幡平
2	茂内屋敷	大館市雪沢
3	阿仁小様	北秋田市阿仁
4	阿仁戸鳥内	北秋田市阿仁
5	横倉	藤里町藤琴
6	安全寺	男鹿市北浦
7	横岡	にかほ市象潟町
8	余目	大仙市内小友
9	猿須沢	横手市大森町
10	三又	横手市山内
11	狙半内	横手市増田町
12	土沢	湯沢市山田
13	中ノ台	湯沢市皆瀬
14	岩井川	東成瀬村岩井川
15	別所	大館市十二所
16	八木沢	上小阿仁村沖田面
17	中台	八峰町峰浜水沢
18	谷地田	五城目町内川浅見内
19	黒土	五城目町内川黒土
20	帝釈寺	五城目町馬場目
21	須郷	由利本荘市東由利
22	七滝	美郷町六郷東根
23	落合	羽後町軽井沢
24	手倉	東成瀬村椿川
25	水沢	鹿角市八幡平
26	大地	小坂町大地
27	萱ヶ沢	秋田市雄和
28	長坂	由利本荘市長坂
29	滝	由利本荘市滝
30	釜坂	大仙市南外
31	白岩	仙北市角館町白岩
32	中飯沢	羽後町飯沢
33	大里	鹿角市八幡平
34	大葛	大館市比内町
35	坂之下	由利本荘市矢島町
36	小沼	大仙市豊岡
37	大沢	横手市雄物川町

● H27年度認定地域
● H28年度認定地域
● H29年度認定地域
● H30年度認定地域

項目	配点	評価点	評価ポイント	写真
景観	非常に優れている 10点 優れている 7点 普通 5点	7点	本地域は、急傾斜地を含む条件不利地ながらも、不作付地が発生しないよう地域内で調整し問題解消にあたるなど、農業衰退防止に取り組んでいる。また、農業者のみならず集落全体が一体となって豊かな農村環境を守る活動も行っており、景観の評価は「優れている」。	
地域住民の活動状況	(1) 活動の参加人数 集落の半数以上が参加 10点 集落の3割以上が参加 7点 その他（3割未満） 5点	10点	本地域は、地域の農家により組織（任意）する「山友会（多面的）」及び「山田地区集落協定（中山間直払）」の活動区域である。 集落の半数以上（約55%）が参加し農地の維持保全を行っている。	
	(2) 活動の継続年数 5年以上 10点 3年以上 7点 その他 5点			
P R ポイント	1項目5点、満点を20点とする。 ※（項目数）×5点	15点	石川理紀之助翁ゆかりの地「草木谷」周辺の里山と下流にある八郎湖の環境保全を目的に、無農薬・無化学肥料で、田植えから脱穀までを昔ながらの農法で体験する環境学習を地元小学校と実施している。	
			石川翁や環境活動等に興味のある地域住民に参加を募り、有機栽培で「酒米栽培交流会」を行っている。交流会を通じ、ファン層の拡大、交流人口増加による地域活性化を目指している。	
			周囲が山々に囲まれ、澄んだ空気と清らかな水があふれる美しい里山であり、真っ暗な夜道にキャンドルを灯し、草木谷まで案内するホタル鑑賞会を行っている。	
計		42点		

(別紙1)

令和3年度「守りたい秋田の里地里山50」推薦調書

1 棚田等の概要

市町村名	潟上市			
地域の所在地	潟上市昭和豊川山田			
棚田等の名称	草木谷			
地域条件の 適否	対象地域要件		適否	
	地形勾配が概ね1/20以上の急峻な農地を含み、営農が一体的な1ha以上の広がりがあり、維持管理が行き届いている地域。		適	
	地域住民が参加する景観・環境を保全する活動や、地域資源を活かした交流活動などに取り組んでいるか、または予定している地域。		適	
	上記に準じる地域として当該市町村長が特に認める地域		—	
棚田等の状況	総面積	31ha	棚田等の枚数	280枚
	作付面積	28ha	標高	4~30m
	休耕面積	3ha	傾斜	1/8~1/150
	耕作放棄面積	0ha		
【関係土地改良区名】昭和土地改良区（一部）				
【関係組織名】山友会（多面的）、山田地区集落協定（中山間）、草木谷を守る会（NPO法人）				

《地域の棚田等を紹介する代表写真を添付》



2 推薦の理由

本地域は、急傾斜地を含む地域となっている。条件不利地ながら不作付地が発生しないよう地域内で調整し問題解消に当たるなど、農業衰退防止に取り組んでいる。また、農業者のみならず集落全体が一体となって豊かな農村環境を守る活動も行っており、営農意欲および集落内意識、地域活性化に対する意欲が高いため推薦する。

3 地域の営農・保全の状況

《現在の営農・保全の状況を記載》

酒米の作付けや保全農地への山菜を自生促進など、主食用米だけでない、新たな地域特産物への転換を図ろうとしている。

4 地域が取り組んでいる環境保全・交流活動の状況

《現在取り組んでいる地域特性を活かした取組等を記載》

日本型直接支払交付金（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）を活用して、地域住民が一体となって草刈りや水路の泥上げ等の農地維持活動や植栽やクリーンアップによる環境保全活動を実施している。

地元小学校と石川理紀之助翁ゆかりの地「草木谷」周辺の里山と下流にある八郎湖の環境保全を目的に、無農薬・無化学肥料で、田植えから脱穀までを昔ながらの農法で一年間通して体験する環境学習も実施している。石川翁や環境活動等に興味のある地域住民に参加を募り、有機栽培で「酒米栽培交流会」を行っている。また、酒米栽培交流会を通じたファン層の拡大、交流人口増加による地域活性化を目指している。

5 地域の特徴

《地域の自慢や地域をPRする特徴的な事項等を記載》

石川理紀之助翁ゆかりの地「草木谷」は、周囲が山々に囲まれ、澄んだ空気と清らかな水があふれる美しい里山で、今では貴重種となったカワニナやサンショウウオ等の水生生物が生息するほか、ミサゴやハチグマなどの準絶滅危惧種も飛来しており、自然環境や生きもの観察の学びの場にもなっている。初夏には、ゲンジホタルとヘイケホタルが競演し、幻想的な光を放ちながら夜空を舞う姿を鑑賞できる。

6 その他

《その他特徴的な事項があれば記載》

本地域は、地域の振興意欲が高く、積極的な事業等活用の実施を検討している。

担当連絡先	所属	潟上市産業建設部産業課農村整備班
	職名・氏名	職名：主任 氏名：菊池 俊
	電話番号	018-853-5336

【その他添付資料】

- ・位置図（1/25,000）
- ・平面図（1/2,000）程度の図面
- ・地域写真（風景・維持管理状況・地域資源・保全交流活動状況 等）
- ・写真位置図（撮影方向を記載）
- ・日本型直接支払制度を活用している地域は、協定範囲図面に認定予定区域を重ねた図面を添付
- ・その他保全活動や地域の活動について関連資料があれば添付

※募集要領第4の2（市町村による応募）の場合においては、応募にあたり調整した地域住民（自治会や維持管理組織等）の氏名又は組織名、連絡先等について記載した資料を提出すること。（様式任意。組織の場合は代表者名も記入すること。）

潟上市管内図



草木谷地域

1 : 25,000

草木谷地域平面図

所在地：潟上市昭和豊川山田

